



つくばペデカフェプロジェクト ガイドライン

広場や公園などを活用して、魅力・にぎわいがある街を創りませんか？
つくばまちなかデザインは、そんな皆さんと一緒にイベント等を支援します！

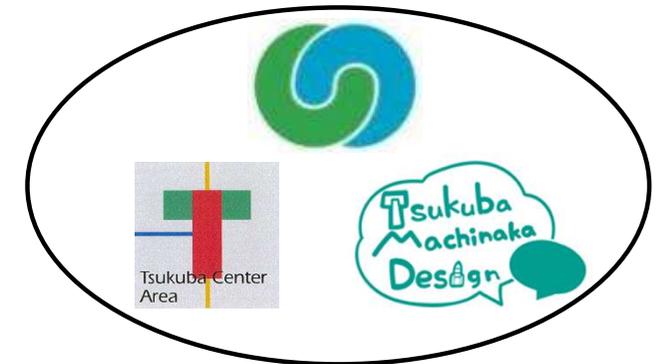


イベント等をやりたいと考えているけど。。。。



- ・場所を借りる手続きがわからない
- ・物品を借りるとお金がかかる
- ・広報したいけどどうやればいいのかわからない etc...

支援



つくばペデカフェプロジェクト

このガイドラインは、パブリックスペースを活かして様々な活用をしたい団体が、どのようにすればパブリックスペースを使えるのかや支援できる内容などをまとめました。

パブリックスペースを使いたい方はお気軽にお問合せください。

◆目次

1. パブリックスペースの活用とは
2. どんな取組みができ、どのような支援が受けられるのか
3. パブリックスペースを活用する流れ
- 4.

1. パブリックスペースの活用とは？

つくば市内には、約48kmにも及ぶにも及ぶペDESTリアンデッキや150を超える公園など多くのパブリックスペース（公共空間）が整備されています。この特徴的なパブリックスペースを様々な手法で活用することにより、魅力ある都市環境の創出やにぎわいの創出が図れると考えています。



パブリックスペースを活用した取組みを推進するため、2016年6月に公共空間を活用したい団体とつくば市が協働で公共空間の活用を図る「つくばペデカフェ推進要項」が施行されました。この制度に基づき、今まで多くの取組がつくばセンター広場を中心に行われています。

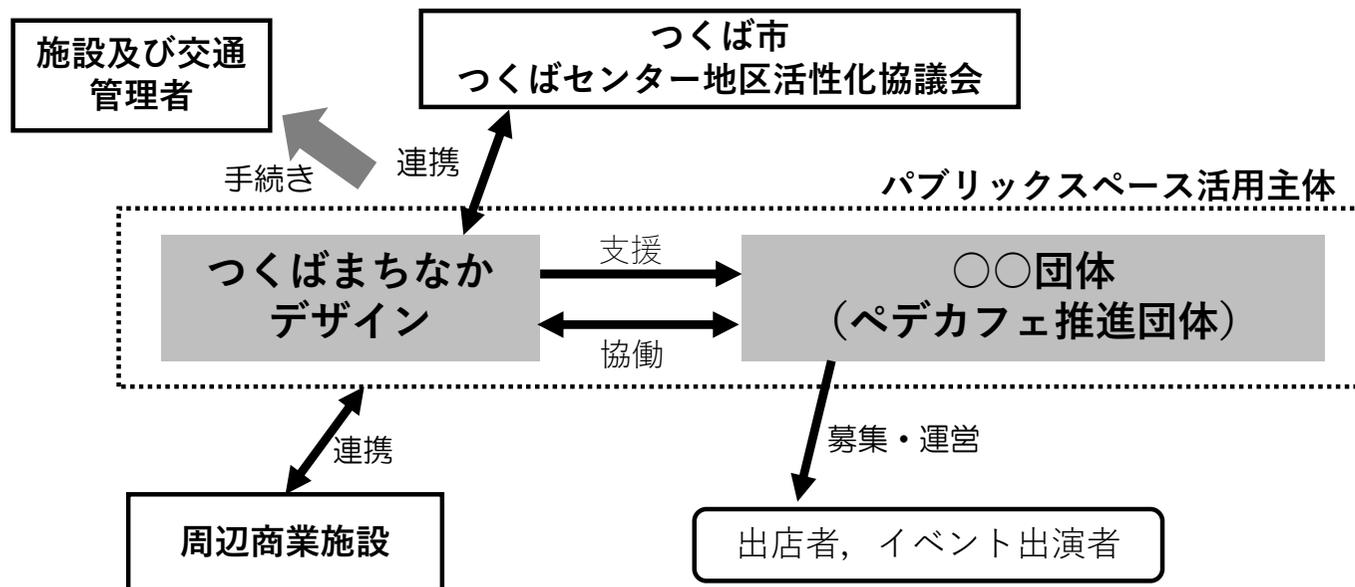


2023年4月からは、つくば駅周辺のまちづくりを担う「つくばまちなかデザイン(株)」が中心となって支援を行っており、更なる取組みの支援をすることで、街のにぎわい創出や魅力向上を目指しています。

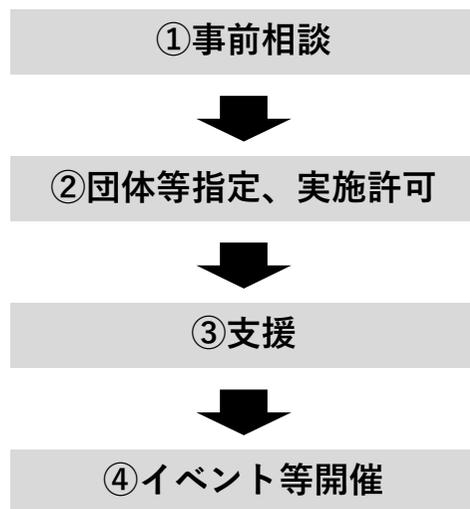
2. どんな取組みができ、どのような支援が受けられるのか

「つくばペデカフェプロジェクト」では、パブリックスペースを活用して様々な取組みを実施したい団体等に対し、様々な支援を行っています。

◆仕組み



◆支援を受けるための手続きのフロー



◆支援のポイント

ポイント1 より良いイベント等になるためのアドバイスをします

今まで蓄積した多くのノウハウを踏まえ、主催する皆様と一緒に企画を考えることにより、より良い取組みにしていきます。

ポイント2 パブリックスペースの活用に必要な各種手続きを行います。

パブリックスペースを活用するためには、様々な手続きがあります。それらの手続きを一括してつくば市とつくばまちなかデザインが実施します。

ポイント3 広報や物品の貸出等を行います。

イベント等を実施するためには、テーブルやイスなど多くの物品を借りる必要があります。また、多くの人に来て頂くためには広報を行い、多くの人に知ってもらう必要があります。

つくば市やつくばまちなかデザイン、つくばセンター地区活性化協議会等で、イベント等に必要な様々な物品を貸し出します。また、広報もお手伝いします。

◆実施可能なこと、実施できる場所

○実施可能なこと

以下の取組がこの制度によってできます。

オープンカフェ、イベント、簡易店舗、発表会など

○実施できる場所

つくば駅を中心としたパブリックスペースで実施できます。

※活用できるパブリックスペース

広場：つくばセンター広場

公園：つくば市が管理している公園

ペDESTリアンデッキ：歩行者と自転車専用の道路



左の内容に該当しない場合は、直接取組みをしたい場所の管理者にお問合せください。つくばセンター広場は「つくばまちなかデザイン」にお問合せを！

3. パブリックスペースを活用する流れ

イベント等を実施する際には、以下のステップで手続きを行います。

STEP1 事前相談

この制度に該当する取組みかどうかを含め相談をします。

STEP2 つくばペデカフェ推進要項に基づく団体の指定

制度に基づき協働で実施するための手続きをします。

STEP3 企画内容の打合せ

企画の内容について一緒になって考えていきます。

STEP4 実施に向けた各種調整、許可手続きの実施

この制度でできる支援していきます。

STEP5 開催

4. STEP 1 事前相談

(1) 支援ができる取組み

この制度で支援ができる取組みは、以下の取組になっています。

にぎわい創出や魅力向上に資する①～③の取組でア～ウの条件を満たすもの

- ①多くの集客を見込むイベント等
- ②演奏会やパフォーマンス等
- ③店舗の前におけるオープンカフェ等

条件

- ア. 取組みの目的が非営利であること（③店舗前におけるオープンカフェの場合は除く）
- イ. 取組みを実行できる構成員がいること
- ウ. 周辺のにぎわいづくりのため、周辺店舗等のチラシ配布等に協力を頂けること

※アの非営利の判断基準

- 取組み全体の目的がにぎわい創出等の公共公益目的である
（イベント等に出店する個店が営利を得ることは問題ない）
- イベント等での利益を個別に分配しない
 - ・イベントで発生した利益を次回のイベントに充当することは可



(2) 対象となるエリア

つくば駅周辺を中心とする研究学園地区のうち、多数の人を集客しにぎわい創出をすべき箇所

(3) 活用できるパブリックスペース

①ペDESTリアンデッキ

つくば市が管理する歩行者自転車専用道路、歩行者専用道路及び広幅員の歩道

②公園

つくば市が管理する公園（153カ所）

③つくばセンター広場

つくばセンター広場条例で規定する広場（つくばセンタービル前に設置されている広場）

※具体的な場所についてはお問い合わせください。

(4) 活用できる期間・時間

○期間

オープンカフェ等については継続した利用が可能です。イベント等については数日間を基本とします。

○時間

原則午前8時から午後10時としますが、それ以外の時間についても内容によってはその限りではありません。特に住宅が隣接している場所については、夜間の使用を制限することがあります。

(5) 支援すること

以下の内容の手続きや支援等を行います。

①企画内容のアドバイス、コンテンツ提供

②各種手続きの実施（一部団体に実施してもらう手続きもあります）

③物品の貸出（テーブル、テント、イス、PA機器等）※詳細はホームページをご覧ください。

④広報の支援

5. STEP 2 つくばペデカフェ推進要項に基づく団体の指定

この支援を受けるためには、「つくばペデカフェ推進団体」の指定を受ける必要があります。

(1) 指定できる団体

都市の魅力創出やにぎわい創出など団体の目的が公共公益目的である団体とします。任意組織、NPO法人などの法人格は問いません。

(2) 指定要件

- ①実施しようとしている取組みが、公共公益目的であること。
- ②パブリックスペースを活用できる数の構成員がいること。

(3) 申請方法

ホームページの申込フォームに申込をお願いします。

(申し込む際に必要な情報：団体概要、取組みたい場所と日時、取組み概要、)

6. STEP 3 企画内容の打合せ

企画内容について相談を行いながら具体的な調整を行います。ここでは最低限パブリックスペースを使用する場合の最低限のルールや設備等について紹介します。

(1) 公共空間を使用する際のルール

① オープンカフェ

- ・店舗前を第三者に貸して運営させることはできません。（直営のみ）
- ・周辺に立地する事業者等の合意を得てください。
- ・公共空間に厨房機材等を設置してはいけません。店舗内の機材を使用してください。物販においても、直ぐに撤去できる簡易な棚等を利用してください、

② 簡易路上店舗

- ・長期に継続して出店する場合には公募により店舗を募集します。（テントの常設はできません）
- ・出店予定箇所の周辺に立地する事業者等の合意を得てください。

③ 展示発表、演奏、パフォーマンスその他これらに類するもの

- ・完全に自由にパフォーマンス等を実施することはできません。実施日時等の調整が必要です。
- ・音響機器の設置については、周辺の状況を考慮して検討してください。

(2) 使用できる場所

使用する場所については、以下の事項を考慮する必要があります。詳細な場所は協議の上決定します。なお、つくばセンター広場は具体的に使用できる場所を示してありますので、P○を参照ください。

- 歩行者の通行の妨げにならないようにする必要があります。
- 交差点部等は避ける必要があります。
- 各施設の出入口をふさがないようにする必要があります。
- 点字ブロックをふさいではいけません。

(3) 設置する物品等について

パブリックスペースに設置できる物品等について、以下の事項を考慮する必要があります。詳細な事項等については、協議の上決定します。

- 夜間は原則すべての物品を片付ける必要があります。ただし、2～3日程度であればその限りではありません。その場合は突風により飛ばされることや盗難等発生する可能性がありますので、十分に安全対策を講じてください。
- オープンカフェについては、最低限必要な物のみしか設置してはいけません。特に飲食店舗については、公共空間に厨房機器等は設置しないでください。
- 公共空間に物品を固定することはできません。
- 風等により飛ばないように注意する必要があります。

(4) 公共空間に設置されている各種施設等について

①公共施設について

公共空間の活用を図るにあたり、周辺の公共施設（交流センター等）の使用が必要な場合は、最低限必要なものに限り使用することができます。つくばセンター広場の活用に関しつくばセンタービル内のco-enを特別料金で使用できます。

②電気設備について

公共空間は原則電源設備を使用できる箇所はありませんが、つくばセンター広場等いくつかの公共空間には電気設備が整備されています。電源設備が設置されている箇所については、使用することができますが、それ以外の場所については、発電機等を準備ください。

③水道等の設備について

公共空間に設置されている水道等の設備は、原則使用できません。特に水道施設に食べ物等を流すと詰まるなど故障の原因となるのでできません。排水等は周辺の公共施設などを予約し利用してください。詳細は別途御相談ください。

③駐車場について

運営者の駐車場については、原則周辺の民間有料駐車場等を利用してください。ただし周辺に市が所有する施設や土地が存在する場合には貸すことができます。

④搬入について

公共空間への搬入については、公共空間に車両を乗り入れることもできますが、通常車両が乗り入れる場所でないことから、最低限必要な車両のみしか乗り入れできません。また、場所により乗り入れ車両の制限があります。（例：ペDESTリアンデッキ、つくばセンター広場は総重量2t未満の車両のみ）

時間についても開催時間中や学校の登下校の時間には車両の移動は禁止します。

(5) 実施内容について

①開催時間について

原則午前8時から午後10時までの間とします。ただし、周辺の状況や施設によって異なります。

②音を出す行為について

公共空間の周辺に住宅が立地している箇所もあることから、近隣の迷惑とならないようできる限り音量は抑えてください。また大きな音を発生させる内容は控えてください。

特に午後6時以降は御注意ください。パフォーマンスを行う場合にはその音量や種類を確認するために事前にデモテープ等を提出頂くことがあります。

③入場料等の徴収について

公共空間は店舗が隣接していることや日常の動線になっていることなどから、様々な人が利用します。そのため、入場料を徴収し、払った人のみ会場への入場を認めることは、原則できません。

④火気の使用について

公共空間によっては火気の使用を制限していることがあります。また、火気を使用する際には必ず消火器を御用意ください。

(6) 運営について

①運営費について

公共空間を活用するためには、運営等に多くの費用が必要となります。そのため、出店者から運営費を徴収することができます。運営費は、公共空間の活用にかかる費用を賄うものであり、団体の利益としてはいけません。

②ゴミの処理について

ゴミが散乱しないようゴミ箱を設置してください。また、ゴミは団体が責任を持って片付けてください。夜間に公共空間にゴミを保管する場合には風で飛ばないようにすることやカラス等に荒らされないよう注意してください。

③ガス、発電機の使用について

ガスや発電機を使用する場合には、安全に十分注意してください。特に夏期は気温が高いことから、思わぬトラブルが発生することが想定されます。ガスコンロ等を使用する場合は、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適切な長さで取り付け、割れ等の劣化が無いように注意してください。

プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置してください。

④風対策について

つくば市は冬から春にかけて非常に強い西風が吹きます。風によりテント等が飛ばされることも多々発生していることから、テントに重りを設置することやテント同士を結ぶなどの対策を講じてください。

⑤災害時等の危機管理

開催中に災害等のトラブルが発生する可能性があります。事前に避難経路や来場者の誘導、安全確保等について十分シミュレーションをしてください。

⑥掃除について

飲食物を扱う場合には、油などにより公共空間がかなり汚れます。使用後は必ず清掃を行ってください。なかなか汚れが落ちないこともありますので、業者等に依頼することも一つの方法です。清掃が不十分の場合には清掃を指示することもあります。

⑦禁煙について

公共空間は基本的にすべての箇所で禁煙となっています。そのため、実施時においても禁煙を徹底してください。会場内に禁煙のマークを掲示することも一つの方法です。

(7) その他

①周辺施設との連携について

公共空間の活用は、周辺の商業施設などと連携することで更なる効果を生むことができます。そのため、周辺の商業施設とできる限り連携してください。また、周辺施設の案内チラシを配布することを御願ひすることがあります。

②公共空間を破損等させた場合

公共空間を破損させた際には、現状に復し、その損害を賠償しなければなりません。

③利用の制限

公共空間の使用を許可している期間であっても、より多くの方に公共空間を活用頂くために、事前に調整し、他者に使用させることがあります。また、公共行事や工事等が行われる場合には、使用できなくなる場合があります。

(8) 企画を考える際の参考（ノウハウ）

つくば市やつくばセンター地区活性化協議会、つくばまちなかデザインでは、多くのイベントを開催、支援してきたことから、様々なノウハウを蓄積してきました。ここでは企画する際に参考となるノウハウの一部を紹介します。

具体的な内容は、実施内容の打ち合わせをしながらお伝えしていきます。

①チラシへの開催場所の記述の仕方

市内のイベントには市外や県外の方も来場しています。その方は施設名だけでは場所がわかりません。最寄りの駅や駅からの距離なども記載することが大切です。（例：つくばセンター広場 つくば駅から徒歩3分）

②どんなイベントであっても子ども向けの取組を混ぜる

つくば市は子育て世代が多く住んでいることから、お酒のイベントであっても多くのファミリーが来場します。そのため、子どもが退屈せずに楽しめる取組みを入れることが重要です。大人が中心のアルコール等のイベントであっても子どもが遊べるスペースをすることで、みんなが楽しめ、長時間滞在できます。段ボール迷路やシャボン玉、風船、水を使った仕掛けなどの効果が高いとの結果が出ています。

③多くの休憩スペースを設置する

多くの世代がゆっくりとくつろぎ、楽しむためには休憩できるいすやテーブルを多く設置することが重要です。特にいすのみでなくテーブルとセットとすることで効果が増します。ただし、置き方に注意が必要です。日本人は店の周辺に設置してあるテーブルやいすは店のものと認識し、利用しない傾向が見られます。そのため、「御自由にお座りください」などのステッカーを張るなど来場した人が座りやすい環境を創ることも重要です。

④人が流れやすい店舗の配置にする

店舗等の設置の仕方一つでイベントの来客数や売り上げは大きく変化します。多くの人々が自然に入ってこれるような配置をすることが重要です。

⑤ちょっとした工夫

ちょっとした工夫をするだけで、会場のイメージが大きく変わります。例えばデザインが良くないテーブルでも簡単なテーブルクロスをかけるだけで大変身。夜間はテーブルに電池式のランタンを設置すると雰囲気もアップ。いすが足りなければレジャーシートを貸し出し、夏の夜は蚊取り線香のサービス。このようにあまり金額をかけずに、少し工夫するだけでまったく印象が変わります。

⑥販売する商品

ファミリー層が多く来場する傾向があることから、それらを考慮した商品を販売する必要があります。ご飯を出したり、1つあたりの量を減らしたり、食べ比べセットを作ったり。少し変えるだけで訪れたお客さんも大満足。

(9) つくばセンター広場を使用する際の使用場所等

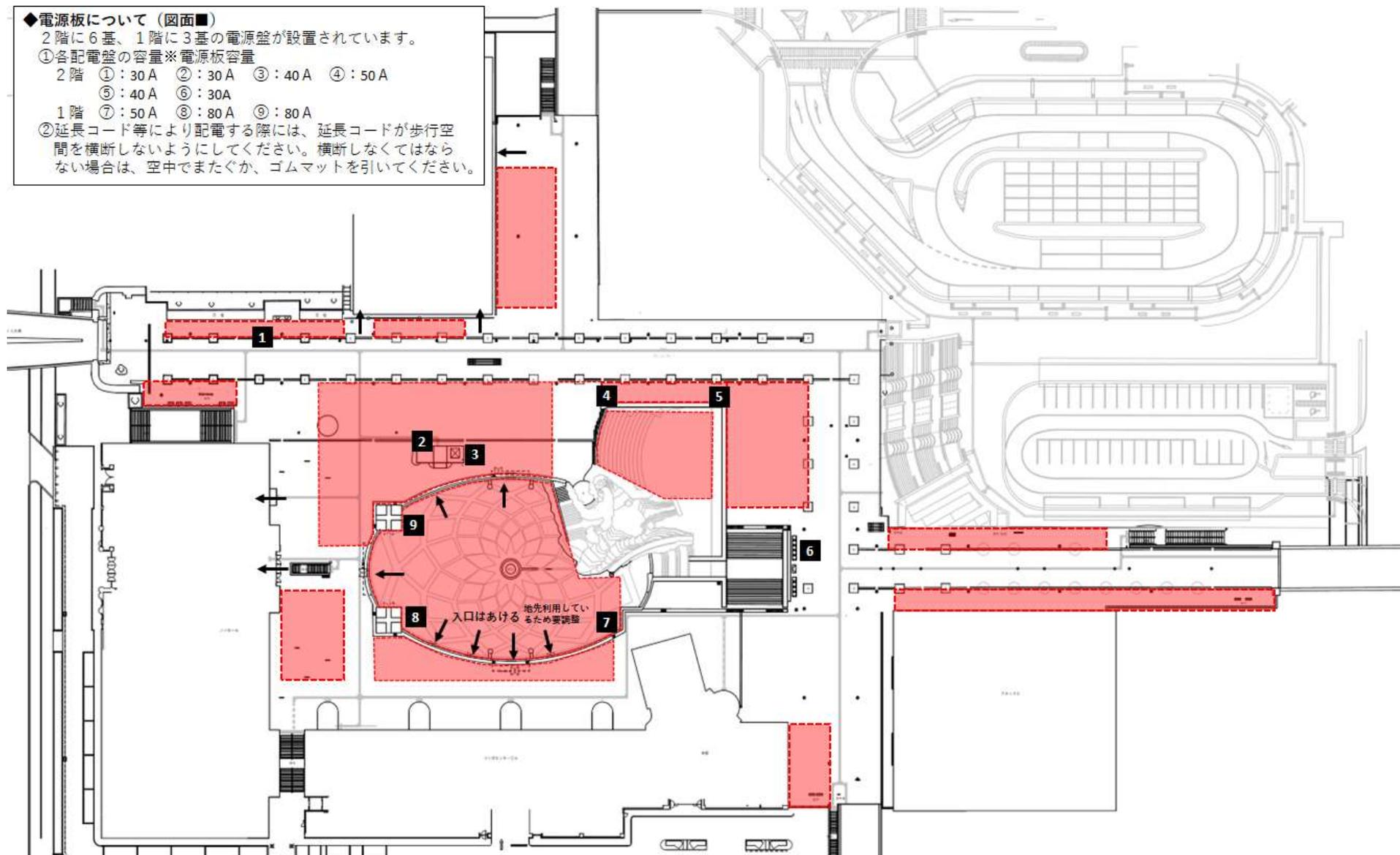
つくば駅前に整備されたつくばセンター広場は、交通アクセスが良いことや電源設備が設置されていること、イベント等がしやすい形態であることから、多くの活用が図られています。しかし、多くの方が通行することから、活用にあたっては注意が必要です。そのため、つくばセンター広場については、以下の注意事項も考慮してください

■活用できる範囲と電源

使用できる場所は、原則下図赤の範囲とします。

※下図赤範囲であっても点字ブロックには物品は設置できません。

つくばセンター広場1階は施設の出入口が多いことから、施設所有者と調整が必要です。



■車両の乗り入れについて

つくばセンター広場は通常車両の乗り入れが制限されています。ただし、公共空間の活用に係る搬入や移動販売車等については、許可の上乗り入れることが可能です。ただし歩行者や自転車が多いことから、乗り入れる際には下記点を守る必要があります。

- ①乗り入れができる車両は総重量2 t未満のもののみです。
 - ②必要最低限の車両のみしか乗り入れできません。乗り入れる車両数が多くなる場合には、荷物をまとめて台数を減らすか、乗り入れる時間をずらしてください。概ね一度に乗り入れができる台数は3台程度です。
 - ③イベント等を開催している間は車両の移動は禁止します。また、通学時間についても車両の移動は禁止します。
 - ④前ページで示す範囲内でしか止めることができません。一時的な搬入においても範囲内に停車してください。
- ※乗り入れには手続きが必要です。乗り入れるすべての車両の車検証のコピーが必要です。

7. Step4 実施に向けた各種調整、必要書類作成 Step5 各種許可申請手続き

企画内容の調整がつき、実施段階になったら、各種調整や申請手続きを行います。施設の利用に関する各種調整や手続きはつくば市、つくばまちなかデザインが実施します。

(1) 必要な手続き

①公共空間の使用申請（つくば市及び警察署への手続き）

道路を使用する場合：道路使用届、道路占用許可、道路使用許可

公園を使用する場合：公園使用許可等

つくばセンター広場を使用する場合：つくばセンター広場占用許可

※すべてこちら側で申請します。

②公共施設の使用申請（つくば市への手続き）

交流センター等周辺の施設を利用する場合の手続き

※原則こちら側で申請しますが、団体で申請していただくものもあります。

③運営に関する手続き（関係機関）

食品を扱う場合：食品衛生法の許可申請（つくば保健所）

古物を売買または交換する場合：古物営業許可（つくば中央警察署）

火気を使用する場合：露店等開設の届出（つくば市各消防署）

※団体で申請していただきます。

8. 最後に

このように多くのルールや手続きがありますが、つくばペデカフェ推進団体に指定されることにより、一緒に実施することとなり、相談しながら企画内容を考えることなど様々な支援を受けられます。このガイドラインに書いてあることについても、丁寧に職員が調整しますので、公共空間を活用したいと思った方はすぐに御連絡ください！

お問合せ先

つくばまちなかデザイン株式会社 イベント支援担当
つくば市吾妻1丁目10-1つくばセンタービル1階

※問い合わせフォームよりお問合せください。

- ・パソコンの方
つくばまちなかデザイン株式会社ホームページのイベント支援から
- ・スマホの方
右のQRコードから